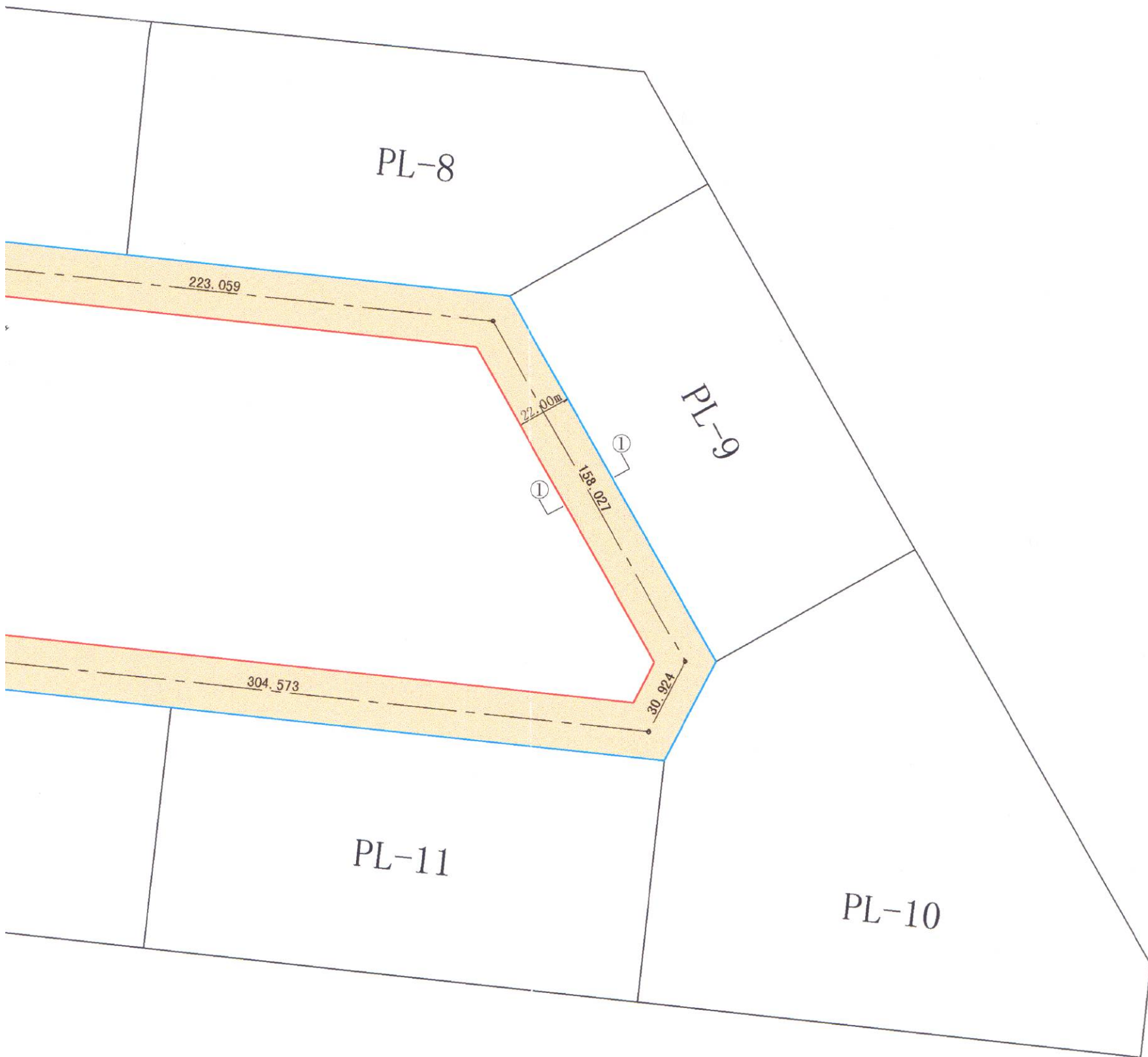
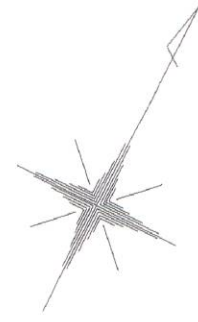


・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。  
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



凡 例

	境界 構造物
	縁石ブロック
	擁 壁
	側 溝
	そ の 他

・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。  
・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。  
・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。